

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 意見募集案件 | 第9次北広島市交通安全計画について                 |
| 担当課    | 市民環境部市民課<br>電話 011-372-3311 内 824 |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 意見募集期間             | 平成24年1月4日(水)から平成24年2月3日(金)まで   |
| 原案の公表場所<br>(閲覧・配布) | ◇市役所(市民環境部市民課)及び各出張所<br>◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、<br>大曲ふれあい学習センター(夢プラザ)<br>◇市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)   |
| 意見の提出方法・<br>提出先    | ・書面(様式自由)による提出<br>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか<br>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)   |
|                    | 市民環境部市民課<br>郵便番号 061-1192 (住所不要)<br>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188<br>電子メールアドレス: shimins@city.kitahiroshima.hokkaido.jp   |
| 検討結果の公表予<br>定時期    | 市ホームページにて平成24年3月予定<br>※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。   |
| 対象となる政策等<br>の内容    | (1) 案を作成した趣旨、目的、理由<br>第9次北海道交通安全計画を受け、北広島市が講ずべき交通安全施策の大綱を定めるものです。<br>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)<br>別添の第9次北広島市交通安全計画(案)の概要のとおり<br>(3) その案の根拠となる法令の規定<br>交通安全対策基本法<br>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)<br>市民、関係機関、交通安全関係団体等が連携して、総合的なまちづくりの中で、交通安全に関する諸施策を推進していくことができる。 |
| 対象となる政策等<br>の原案    | 第9次北広島市交通安全計画(案)   |
| その他                | ・パブリックコメント後のスケジュール<br>寄せられた意見を参考に『第9次北広島市交通安全計画』を策定し、年3月下旬公表する予定です。  |